

令和6年度 農家経営安定資金 東日本大震災農業経営対策特別資金の概要

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援するため、農家経営安定資金を融通します。

資金種別

(原発事故対策緊急支援資金)

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

対象経費

- (ア) 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）
- (イ) 原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金
- (ウ) 原発事故の影響により作付けが制限されている区域等において作付け再開する農業者等が、必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金

貸付限度

原発事故対策緊急支援資金

個人 1,000万円 団体・法人 1,200万円

貸付利率 1. 1%以内（農協取扱いにあっては無利子）※R6年度の利率、4月1日時点の利率で固定

償還期限 10年以内（うち据置3年以内）

福島県農業信用基金協会の保証制度が利用可能

- 1) 保証料率 年0.27%
- 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人
・個人：原則無担保・無保証人
・法人：代表者個人連帯保証により無担保
・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人

※ 債務延滞者等に無担保・無利子で保証引受を行う、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業（国事業）による債務保証の利用も可能です。この場合の貸付限度額については、同事業による農家経営安定資金適用基準に定める貸付限度額の範囲となります（なお、保証料率は年0.33%です。）

取扱融資機関 各総合農協、県酪農協、東邦・福島・大東の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫